

平成 27 年第 1 回三重県議会定例会

教育警察常任委員会

付 託 議 案 審 査

- 1 議案第 56 号「三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案」
 - ・ **資料 1** 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案 1 頁
- 2 議案第 57 号「三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例案」
 - ・ **資料 2** 三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例案 2 頁
- 3 議案第 68 号「その他議案（損害賠償の額の決定及び和解について）」
 - ・ **資料 3** 損害賠償の額の決定及び和解について 5 頁

所 管 事 項 調 査

- 1 犯罪情勢について（平成 26 年中）
 - ・ **資料 4** 犯罪情勢（平成 26 年中） 6 頁
- 2 交通事故情勢について（平成 26 年中）
 - ・ **資料 5** 交通事故情勢 8 頁
- 3 次世代育成支援行動計画について
 - ・ **資料 6** 第三期次世代育成支援行動計画 9 頁
- 4 平成 26 年度包括外部監査結果及び対応方針について
 - ・ **資料 7** 平成 26 年度包括外部監査結果及び対応方針 10 頁

平成 27 年 3 月

警 察 本 部

「三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行うもの

2 改正内容

警察官の定員を14人増員 (全国で1,020人の警察官増員)

区分	現行	改正後	増減
警 視	112人	112人	±0人
警 部	233人	234人	+1人
警部補及び巡査部長	1,765人	1,773人	+8人
巡 査	923人	928人	+5人
計	3,033人	3,047人	+14人

3 施行期日

平成27年4月1日から施行

「三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例案」

1 改正に至る経緯

三重県暴力団排除条例は、平成23年4月1日に施行され、その附則に「施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることから、暴力団排除の情勢、実情等を踏まえて検討を行った結果、下記のとおり改正するとともに、新少年院法及び少年鑑別所法の制定に伴い、旧少年院法を引用する条文の整理を行うものである。

2 改正点の要旨

(1) 暴力団事務所の開設及び運営禁止規定の拡充（第18条関係）

第1項で、周囲200メートルにおける暴力団事務所の開設、運営を禁止した保護対象施設に、「これら施設の用地に決定した土地を含む」とこととする。

(2) 新少年院法及び少年鑑別所法の制定に伴う条文の整理（第18条関係）

新少年院法及び少年鑑別所法の制定（旧少年院法は廃止）に伴い、旧少年院法を引用する条文を整理する。

(3) 事業活動における勧告対象行為の拡充（第19条、第27条、第28条関係）

事業者が、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなる利益の供与をすることを、調査・勧告・公表の対象とする（現行条例では、調査・勧告・公表の対象ではない）。

(4) 暴力団員等に対する勧告対象行為の拡充（第22条、第27条、第28条関係）

暴力団員等が、上記(3)に該当する利益供与を受け、又は事業者に対し、暴力団員等が指定した者に上記(3)に該当する利益供与をさせた場合、調査・勧告・公表の対象とする（現行条例では、調査・勧告・公表の対象ではない）。

3 意見募集の結果等

(1) 意見募集の結果

平成26年10月6日から30日間実施したが、意見はなし。

(2) 独自アンケートの結果

平成26年8月中、運転免許証更新時講習受講者（1,111人）に対して実施。

- ・ 「正当な理由なく、暴力団にお金を出したり、便宜を図ったりする人や会社は良くないと思う。」と答えた方が全体の93.3%（1,037人）
- ・ 「利益供与の禁止に関する勧告対象行為を拡充するべきだ」と答えた方が全体の91.4%（1,016人）

4 今後の予定

平成27年3月下旬 公布

6月中（予定） 第18条の条ずれ改正の施行（新少年院法の施行日）

7月1日 全面施行

○三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第十八条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

一〇六 (略)

現 行

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第十八条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

一〇六 (略)

七 少年院法（平成二十六年法律第五十八号） 第三条に規定する少年院

七 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条に規定する少年院又は同法第十六条に規定する少年鑑別所

八 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号） 第三条に規定する少年鑑別所

八・九 (略)

2 前項の規定は、この条例の施行又は同項の規定の適用の際、現に開設し、又は運営されている暴力団事務所については適用しない。ただし、当該暴力団事務所が、当該開設し、又は運営していた暴力団以外の暴力団に係る暴力団事務所として開設され、又は運営されることとなつた場合は、この限りでない。

(利益の供与の禁止)

第十九条 (略)

一・二 (略)

2 (略)

第二十二条 暴力団員等は、情を知つて、事業者から第十九条の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に同条の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 前項の規定は、この条例の施行の際、現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であつて、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより、同項に規定する区域内において運営されることとなつたものについては適用しない。ただし、これらの暴力団事務所が、当該開設し、又は運営していた暴力団以外の暴力団に係る暴力団事務所として開設され、又は運営されることとなつた場合は、この限りでない。

(利益の供与の禁止)

第十九条 (略)

一・二 (略)

三 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益の供与をすること。

2 (略)

第二十二条 暴力団員等は、情を知つて、事業者から第十九条第一項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知つて、事業者から第二項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

(調査)

(調査)

第二十七条 公安委員会は、第十六条、第十九条、

第二十二条、第二十三条第二項、第二十四条第二

項又は前条第二項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、

公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第二十八条 公安委員会は、第十九条、第二十二条、

第二十三条第二項、第二十四条第二項又は第二十

六条第二項の規定に違反する行為があつた場合に

おいて、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、

又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした

者に対し、必要な勧告をすることができる。

（勧告）

第二十八条 公安委員会は、第十九条第一項、第二

十二条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第

二項又は第二十六条第二項の規定に違反する行為があつた場合において、当該行為が暴力団排除に

支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、

当該行為をした者に対し、必要な勧告をするこ

ができる。

損害賠償の額の決定及び和解について

1 概要

平成26年4月9日、伊勢市常磐二丁目地内の浦口南交差点付近の歩道上において、自転車乗車中の男性の右手甲が、歩道上の信号機押しボタンボックスに接触して転倒し、同人が左恥坐骨骨折の傷害を負った事故が発生したもの。

この事故により傷害を負った男性に対して治療費等の損害を賠償する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、議会の議決をお願いするもの。

2 損害賠償の額

306,773円

3 損害賠償の内訳

傷害に対する治療費、交通費、装具費、入院雑費、補償給付金等

4 和解の内容

過失割合 県 4 相手方 6

5 補正予算額

補正なし

施設所有（管理）者賠償責任保険

「信号機等交通安全施設の賠償責任保険」を利用

犯罪情勢（平成26年中）

1 刑法犯

	平成26年	平成25年	増 減
認知件数	17,550(17)	19,726(16)	-2,176
検挙件数	5,395(19)	6,048(20)	-653
検挙人員	2,447(28)	2,448(30)	-1
検挙率	30.7(36)	30.7(36)	0.0

※ () 内の数値は、
全国順位を示す。

- 認知件数は減少傾向を維持しているが、全国順位は第17位
- 検挙率は前年と同率であり、全国順位は第36位

2 凶悪犯

	殺 人		強 盜		放 火		強 奸		合 計	
	H26	増減	H26	増減	H26	増減	H26	増減	H26	増減
認知件数	7	+2	32	+3	9	-5	12	-5	60	-5
検挙件数	8	+3	23	-1	7	-3	14	+7	52	+6
検挙人員	8	+3	32	+11	5	-1	9	+2	54	+15
検挙率	114.3	+14.3	71.9	-10.9	77.8	+6.4	116.7	+75.5	86.7	+15.9

- 検挙率は前年比15.9ポイント上昇し、全国第22位
- 県民力ビジョンにおける活動指標「凶悪犯の検挙率80.0%」を6.7ポイント上回った。

3 窃盗犯

	侵入窃盜		乗り物盜		非侵入窃盜		合 計	
	H26	増減	H26	増減	H26	増減	H26	増減
認知件数	1,873	-200	4,537	-711	7,043	-680	13,453	-1,591
検挙件数	1,126	0	420	+100	2,291	-801	3,837	-701
検挙人員	131	-24	174	-5	1,202	+6	1,507	-23
検挙率	60.1	+5.8	9.3	+3.2	32.5	-7.5	28.5	-1.7

- 認知件数の多い手口は、侵入盜では空き巣（615件）、乗り物盜では自転車盜（3,450件）、非侵入窃盜では万引き（1,755件）

4 特殊詐欺

(1) 認知状況

	振り込め詐欺		振り込め詐欺以外		合 計	
	H26	増 減	H26	増 減	H26	増 減
認 知 件 数	71	+6	32	-10	103	-4
被 害 額	25,290	+7,010	37,860	-1,740	63,140	+5,270

- 認知件数は減少したが、被害額は過去最悪を更新（約6億3,140万円）
- ※ 被害額の単位は万円、万の位を四捨五入

(2) 検挙状況

	実 行 犯		助 長 犯 罪		合 計	
	H26	増 減	H26	増 減	H26	増 減
検挙件数	27	-7	146	+12	173	+5
検挙人員	10	-4	42	-11	52	-15

- 助長犯罪の検挙は、口座開設詐欺が最多（79件・21人）

5 組織犯罪

(1) 暴力団犯罪

	刑 法 犯		特 別 法 犯		合 計	
	H26	増 減	H26	増 減	H26	増 減
検挙件数	352	+159	88	-6	440	+153
検挙人員	129	+4	53	-3	182	+1

- 刑法犯の主な罪種は、窃盗（34人）、傷害（25人）、詐欺（19人）
- 特別法犯の主な罪種は、覚せい剤取締法違反（43人）

(2) 薬物犯罪

	覚せい剤取締法違反		そ の 他		合 計	
	H26	増 減	H26	増 減	H26	増 減
検挙件数	175	+4	25	+6	200	+10
検挙人員	140	+7	15	+3	155	+10

- 薬物犯罪の検挙人員は、覚せい剤取締法違反が90.3%
- 危険ドラッグに関連する犯罪の検挙人員は6人

6 来日外国人犯罪

	刑 法 犯		特 別 法 犯		合 計	
	H26	増 減	H26	増 減	H26	増 減
検挙件数	253	-42	64	+27	317	-15
検挙人員	77	-19	49	+17	126	-2

- 刑法犯の主な罪種は、窃盗（49人）、詐欺（8人）、占有離脱物横領（6人）であり、特別法犯の主な罪種は、入管法違反（34人）
- 検挙人員の主な国籍は、中国31人（24.6%）、ベトナム25人（19.8%）、ブラジル20人（15.9%）

交通事故情勢（平成26年中）

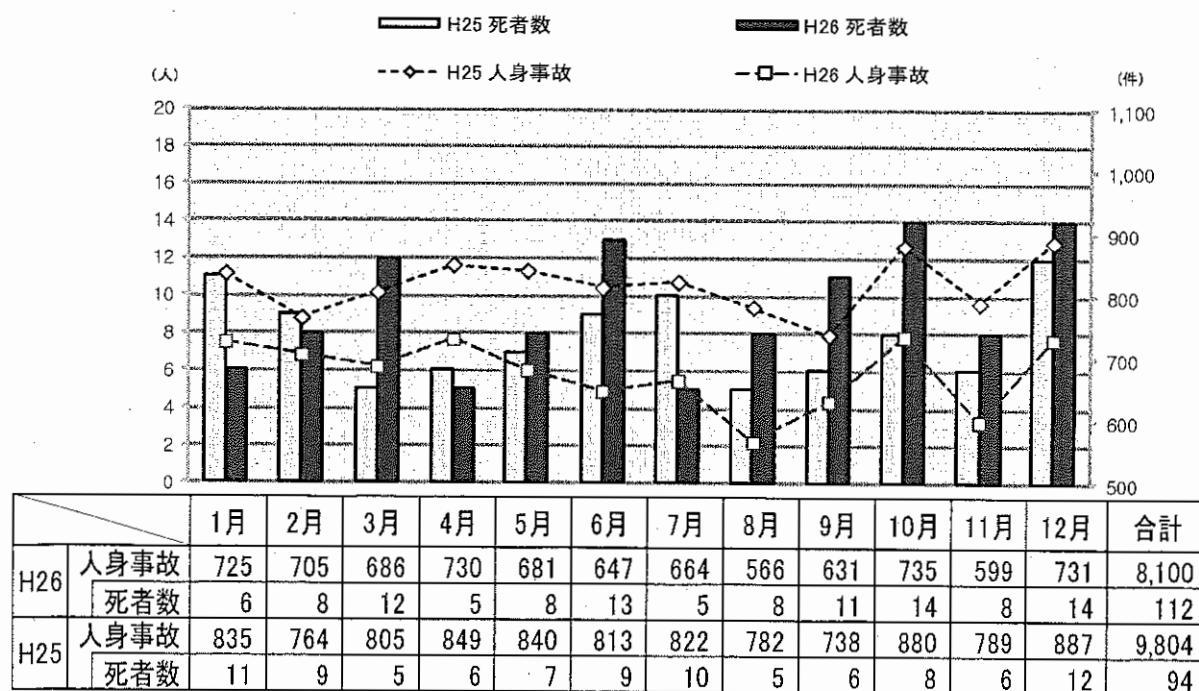
1 交通事故発生状況

区分	総事故	人身事故		死亡事故		物件事故
			負傷者数		死者数	
平成26年中	62,442	8,100	10,717	109	112	54,342
前年比	-2,264	-1,704	-2,168	+19	+18	-560
増減率	-3.5%	-17.4%	-16.8%	+21.1%	+19.1%	-1.0%

2 交通死亡事故の特徴

- (1) 高齢死者が全体の半数以上を占め増加した…112人中57人（前年比+8人）
- (2) 歩行者・自転車乗用中の死者が全体の約半数を占め増加した
…112人中54人（前年比+13人）
- (3) 四輪乗車中死者の6割以上がシートベルト非着用者で増加した
…38人中23人（前年比+6人）
- (4) 車両相互の事故のうち出会い頭によるものが増加した
…48件中24件（前年比+12件）
- (5) 飲酒運転による事故（第1当事者原付以上）が後を絶たず増加した
…89件中9件（前年比+6件）

3 月別発生件数



第三期次世代育成支援行動計画

1 趣旨等

県警察では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）第19条に基づき、次世代育成支援行動計画（第一期計画：平成17年度～平成21年度、第二期計画：平成22年度～平成26年度）を策定し、職員が子どもを生みやすい、育てやすい職場環境の整備を通じて、仕事と子育ての両立支援を推進してきたところ、急速な少子化の進行を踏まえ、引き続き、次世代育成支援を推進していく必要が認められることを受け、法の有効期限が10年間延長された。

のことから、「第三期次世代育成支援行動計画（計画期間は平成27年4月から5年間、以下「第三期計画」という。）」を策定し、次世代育成支援対策の更なる推進を図るもの。

2 第二期計画の取組結果等

(1) 取組結果

- ア 女性職員の育児休業取得率100%を維持
- イ 男性職員の配偶者出産休暇取得率の向上（H22年度末15.9% → H26年12月末40.2%）
- ウ 男性職員の育児参加休暇取得率の向上（H22年度末2.0% → H26年12月末7.3%）
- エ 年次有給休暇取得日数は横ばい（職員1人当たり・H22年12月末5.0日 → H26年12月末5.1日）

(2) 課題

男性職員の配偶者出産休暇取得率の向上に見られるように、男性職員の育児参加が促進されるなど一定の成果を挙げたが、一方で、年次有給休暇取得状況に進展が見られず、今後、一層の取組が必要

3 第三期計画の策定

(1) 第二期計画からの変更点

- ア 男性職員の育児参加（出産後の配偶者のサポート）の促進に向けた目標の新設
新たに、「配偶者出産休暇」及び「育児参加休暇」の取得率を目標に設定
- イ 子育てを行う女性職員の活躍推進に向けた取組（具体的実施事項）の新設
育児と仕事の両立、育児休業中の女性職員の円滑な職場復帰を徹底し、活躍を推進
- ウ 計画の周知と確実な推進を確保するための措置
計画を全職員に周知（次世代育成支援の重要性の理解促進）した上で、組織全体で計画を確実に推進するべく、
 - ・ 職員への計画の周知と計画の確実かつ組織的な推進
 - ・ 職員が取り組むべき具体的推進事項（計画の推進に向けた職員の視点）
 を計画に明示（併せて、各種休暇・休業制度を理解・取得させるための一覧を明示）

(2) 具体的実施事項

ア 妊娠中及び出産後の職員への配慮

母親と胎児を保護するため、妊娠中及び出産後の職員が安心して職務を遂行できる職場環境を確立

イ 男性の子育て目的の休暇の取得促進

子どもの出生、子育ての時期における「親子の時間」を大切にし、出産後の配偶者をサポートするため、男性職員の休暇取得を促進

目標（新規）：H31年度までに、配偶者出産休暇取得率65%・育児参加休暇15%以上を目指す

ウ 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

職員が育児に専念するため、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを推進

目標（継続）：女性職員の育児休業取得率100%の達成、男性職員に育児休業等の取得促進

エ 時間外勤務の縮減

子どもと一緒に過ごす時間等を確保するため、業務の合理化・効率化を推進

目標（継続）：時間外勤務の縮減に努める

オ 休暇の取得促進

職員が心身にゆとりを感じながら育児と業務を両立させるため、休暇の取得を促進

目標（継続）：すべての職員の年次有給休暇の取得を促進し、平成31年度までに職員1人当たりの平均取得日数8日以上を目指す

カ 異動に関する配慮

可能な範囲で、子育て状況に応じた人事上の配慮を実施

キ 子育てを行う女性職員の活躍促進に向けた取組

相談制度の充実、育児休業からの円滑な職場復帰の推進、女性職員のキャリア形成等

ク その他次世代育成支援に関する事項

子育てバリアフリーの促進、子育てに関する地域活動への貢献等

平成 26 年度包括外部監査結果及び対応方針

1 監査テーマ及び主な要点

(1) 監査テーマ

外部委託に関する事務の執行について

(2) 監査の主な要点

- ア 契約事務が法令、条例、規則等に基づいて実施されているか。
- イ 委託先の選定方法において透明性、客観性、経済性が確保されているか。
- ウ 契約金額の積算は、根拠資料に基づき適切に算定されているか。
- エ 履行管理が適切に実施されているか。
- オ コストの管理が適切に実施されているか。
- カ 委託の効果が適切に把握・検証されているか。

2 監査結果概要（別表参照）

警察本部につきましては、指摘 2 件、意見 4 件の合計 6 件がありました。

- 自動車保管場所標章登録業務委託
予定価格の設定にかかる積算について <指摘>
- 道路使用許可調査業務委託
予定価格の設定にかかる積算について <指摘>
- 指掌紋ファイリングシステム導入作業委託
予定価格の設定にかかる積算について <意見>
- 安全運転管理者等講習等業務委託
予定価格の設定にかかる積算について <意見>
- 総合運転者管理システム改修業務委託
予定価格の設定にかかる積算について <意見>
- 平成 25 年度人間ドック（胃部検査）・婦人科検診業務委託
医療機関の選定にかかる報告について <意見>
- ※ 「指摘」～規則等に従い適切に処理されていないなど合規性等に問題がある事項（主に客観性が強いもの。）
「意見」～指摘事項には該当しないが、経済性・効率性・有効性等に関して意見を述べた事項（主に監査人の主観的判断が強いもの）

3 対応方針（別表参照）

指摘・意見とされた事項については、別表記載の対応方針のとおり対応致します。

4 今後の予定

平成 28 年 2 月 教育警察常任委員会において対応結果を報告

同年 4 月 対応結果を監査委員へ報告（公報掲載）

平成 26 年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
部局個別意見		
警察本部		
1. 自動車保管場所標章登録業務委託		
① 予定価格の設定にかかる積算について（指摘）	予定価格の計算の基礎とされている「イ)平均給与等」は、巡査長及び巡査の階級にある警察官の年額給与等を1:1の割合で平均したものである。しかしながら、本業務は警察官を雇用して業務を行うものではないことから、本委託業務が主に窓口対応及び事務作業であることを考慮すると、一般的な事務職員等の人事費を基礎に算定すべきである。	平成27年度委託における人件費積算において、一般的な事務職員の平均給与を積算の基礎としていくこととします。 警察本部
2. 道路使用許可調査業務委託		
① 予定価格の設定にかかる積算について（指摘）	人件費について、現状の計算では、見積りの基礎として、平成21年度～平成23年度の平均件数を使用しているが、計算の最終段階で1件当たり金額を算定する際には、平成23年度の実績件数を使用している。見積りの基礎と1件当たり金額を算定する段階で使用する件数は同じ数値を用いることが合理的であり、年間予想件数を統一的に用いるべきである。 また、車両燃費についても、現状の計算では走行距離を年間予想件数に平均移動距離を乗じて算定しているが、年間予想件数に委託件数ではなく総受理事件数が用いられている。委託件数の予想値を用いることが合理的である。	平成27年度委託における人件費及び燃料費の積算において、指摘の事項を積算基礎としていくこととします。 警察本部
3. 指掌紋ファーリングシステム導入作業委託		
① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）	本業務委託の予定価格について、作業人日の見積りは、委託業者の見積りをそのまま採用している。事前の検討が困難である場合には、例えば作業人日実績の報告を求め、作業委託終了後に、実際の作業人日と見積りとの比較等を行うなど、客観的な比較を行うための方策を講じるべきである。	今後、同種の委託業務があった場合、今回、検証した工数を参考にして予定価格を積算するとともに、警察本部外で行われる作業があれば、その人日実績の報告を求め、作業委託終了後に、実際の作業人日と見積りとの比較・検証を行い、差異が生じた 警察本部

<p>県は日報により作業時間を探査しているが、警察本部外で行われた作業時間は把握しておらず、また、作業時間の見積りと実績の比較を行っていなかった。可能な限り実績時間を把握し、見積りと比較することが望ましい。</p>	<p>場合は原因を追及し、今後の予定価格の積算に活かしていくこととします。</p>	
4. 安全運転管理者等講習等業務委託		
① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）	<p>本委託業務では一般競争入札が行われているが、委託先とは結果として5年以上連続で契約しており、今後も同一業者と契約する可能性が高いと考えられる。委託料積算書には物品の購入金額が含まれているが、これらは1年以上使用可能な物品であり、毎年度こうした積算方法を続けた場合、予定価格が過大になる。1年分の使用価値を見積もり、年間相当分のみを積算に含めるか、もしくは複数年の契約に変更すべきである。</p>	<p>平成27年度の契約の予定価格積算に当たっては、物品の金額は購入費ではなく、講習に必要な経費として年間相当分を積算することとします。</p>
5. 総合運転者管理システム改修業務委託		
① 予定価格の設定にかかる積算について（意見）	<p>作業工数について実際に発生した工数を日報により把握しているものの、積算書の工数と比較検討が行われていなかった。今後は工数の実績を把握し、積算と比較することが望ましい。</p>	<p>今後、同種の委託業務があった場合、今回、検証した工数を参考にして予定価格を積算するとともに、委託業務の各作業段階において作業の工数管理を実施し、積算工数と差異が生じていないことを随時確認・検証し、差異が生じた場合は原因を追及し、今後の業務委託の積算に活かしていくこととします。</p>
6. 平成25年度人間ドック（胃部検査）・婦人科検診業務委託		
① 医療機関の選定にかかる報告について（意見）	<p>本委託業務では、業務委託契約締結後に委託先の依頼をうけた医療機関が検診を行っているが、医療機関の選定について委託先が県に報告する旨が明文化されていない。今後は明文規定を設けることが望ましい。</p>	<p>実質的には、報告がなされており、事務等に支障はない状況ではあるものの、明文化することが望ましいとの意見に基づき「委託業務契約」の中に報告に関する条文を明文化することとします。</p>